

規 約

第一章 総則

(名称)

第一条 1. 本会は、「黒潮カンファレンス」 異分野融合創薬研究会 と称する。
(事務局)

第二条 1. 本会の本部事務局である

「黒潮カンファレンス」異分野融合創薬研究会 事務局を
琉球大学大学院医学研究科薬理学講座内に置く。

住所：〒901-2720 沖縄県宜野湾市喜友名 1076 番地

TEL：098-894-5376

2. 本会は理事会の決議により主たる事務局を必要な地に置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 1. 本会は、異分野との交流を深めることにより、異分野融合による新たな薬理学の学理、および創薬を含めた幅広い分野での応用研究についての知識を深めることを目的とする。それによって得られた知見を広く普及させ、会員相互および内外の関連学会との連携協力を図ることにより、薬理学の更なる進歩をはかり、もって我が国の学術文化の発展に寄与することを目的とするものである。

(事業)

第四条 1. 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 学術集会、講演会等の開催

(2) 学会誌等刊行物の刊行

(3) 研究の奨励及び研究業績の表彰

(4) 薬理学をはじめとする多種多様な分野に関する研究及び調査

(5) 内外の関連学術団体との連携及び協力

(6) その他公益目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

第三章 会員

(会員)

第五条 1. 本会の会員は、創薬を目指した医学ならびに薬学、工学、農学、そのほかの多分野に関する学理および研究に携わるもので、本会の目的に賛同し、本会に参加・協力するもの。本会は 121 名の会員により構成される（平成 28 年 11 月 1 日現在）

第四章 役員・理事ならびに運営

(役員・理事)

第六条 1. 本会は次の役員・理事を置く。

理事長	筒井 正人（琉球大学大学院医学研究科薬理学）
副理事長	西村 有平（三重大学大学院医学系研究科統合薬理学）
副理事長	西山 成（香川大学医学部薬理学）
副理事長	柳田 俊彦（宮崎大学医学部看護学科臨床薬理学）
理事	今村 武史（鳥取大学医学部薬理学・薬物療法学）
理事	茂木 正樹（愛媛大学大学院医学系研究科薬理学）
理事	石丸 伊知郎（香川大学工学部知能 機械システム工学科）
理事	近藤 一直（藤田医科大学医学部薬理学）
理事	上原 孝（岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 薬効解析学）
理事	諫田 泰成（国立医薬品食品衛生研究所薬理部）
理事	大内 基司（千葉大学大学院看護学研究院 健康増進看護学）
理事	池田 康将（徳島大学大学院医歯薬学研究部薬理学）
理事	久場 敬司（九州大学大学院医学研究院薬理学）
理事	人見 浩史（関西医科大学医学部 iPS・幹細胞再生医学）
理事	朝霧 成挙（山口大学大学院医学系研究科薬理学）
理事	細野 祥之（岡山大学学術研究院医歯薬学域薬理学）
相談役監事	安西 尚彦（千葉大学大学院医学研究院薬理学）
	齊藤 源顕（高知大学医学部薬理学）
	和田 孝一郎（島根大学医学部薬理学）

2. 本会の理事は、現職理事による候補者の推薦が行われたのち、理事会での審議をへて選任されるものとする。理事の定員は原則 10 名以内とするが、会員数の 1 割程度まで増やしても差し支えない。な

お理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

3. 理事長は理事の中から互選により選出され、理事会での審議をへたのち、選任されるものとする。なお、理事長の任期は2年とし、原則として連続した再任は認めない。
4. 理事長のほかに副理事長若干名を置くことができる。副理事長は大会実行委員長（大会長）経験者の中から理事長、もしくは理事の推薦により理事会での審議をへて選任されるものとする。副理事長の任期は3年とし、理事在任期間中の再任はこれを妨げない。
5. 理事とは別に相談役監事を置く。相談役監事は学会および理事会の運営に関して必要な助言を行うことができる。相談役監事は原則として理事長経験者がその任に当たるものとする。任期は特に定めないが、理事会議決権はこれを有しない。

第五章 理事会

（構成）

- 第七条 1. 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

- 第八条 1. 理事会は次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選任及び解職
 - (4) 大会実行委員会からの実施および会計報告の審査
 - (5) その他重要な会務の運営に関する事項の審議

（開催）

- 第九条 1. 理事会は毎年1回これを開催する。
2. 理事会は、理事長の承認のもと、黒潮カンファレンス大会期間中に大会実行委員長がこれを準備・招集する。
3. 理事会議長は理事である大会実行委員長がこれを兼ねる。
4. 臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、若しくは各理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を要求されたときに理事長が判断してこれを開催する。なお、臨時理事会はこれをメール審議に替えて行っても差し支えない。
5. 理事会は理事会構成員の2/3の出席をもって成立し、理事の過半数の賛成をもって審議事項・決議事項の採否を決定する。

6. 理事会の議事録作成のために議事内容を記録する書記を置くことができる。書記を置く場合は本部事務局がこれを担当する。
7. 評議員会会長は、理事長の指示により理事会にオブザーバーとして参加することができる。

第六章 実行委員会

(設置)

- 第十条 1. 学術集会の企画・運営を円滑におこなうために、黒潮カンファレンス実行委員会（以下、実行委員会）を置く。
2. 実行委員会の組織にあたり、実行委員長・副委員長を選任する。実行委員長・副委員長は理事により推薦されたのち、理事会での審議を経て選任されるものとする。実行委員長は毎年開催される黒潮カンファレンスの担当年度の大会長を兼ねる。

(事業)

- 第十一条 1. 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学術集会の準備・運営
 - (2) プログラム抄録集の作成
 - (3) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(実行委員会役員)

- 第十二条 1. 本会は黒潮カンファレンス遂行のため、実行委員会の中に次の実行委員会役員を置く。
- | | | |
|--------|----------------|------|
| 実行委員長 | 黒潮カンファレンス大会長 | 1名 |
| 副実行委員長 | 次期黒潮カンファレンス大会長 | 1名 |
| 事務局長 | | 1名 |
| 会計 | | 1～2名 |
| 大会監事 | | 1名 |
2. 実行委員長は大会事務局長、会計、大会監事を選任する。
 3. 実行委員長・副実行委員長・事務局長・会計・監事の任期は原則1年とする。

(大会監事)

- 第十三条 1. 大会監事は黒潮カンファレンス本会の会計及び資産を監査する。

第七章 評議員会

(設置)

- 第十四条 1. 本会に評議員会を置く。
2. 本会の評議員は、理事による候補者の推薦が行われたのち、理事会での審議をへて選任されるものとする。なお、評議員の任期は3年とし、再任を妨げない
3. 評議員会の組織にあたり、評議員会会長を選任する。評議員会会長は理事長により指名されたのち、理事会での承認を経て選任されるものとする。なお、評議員会会長の任期は2年とする。

(事業)

- 第十五条 1. 評議員会は次の職務を行う。
- (1) 学術集会での企画シンポジウムなど提案・準備
- (2) 評議員の職務の執行の監督
- (3) その他、学会活性化につながる提案

(開催)

- 第十六条 1. 評議員会は評議員会会長が必要と認めたとき、若しくは各評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を要求されたときに評議員会会長が判断してこれを開催する。評議員会はこれをメール審議に替えて行っても差し支えない。
2. 評議員会は評議員会構成員の2/3の出席をもって成立し、その過半数の賛成をもって審議事項・決議事項の採否を決定する。

第八章 会計

(経費)

- 第十七条 1. 本会の経費は次の収入を持ってあてる。
- (1) 会費 (金 10,000 円程度)
- (2) 助成金
- (3) その他の収入

(会計年度)

- 第十八条 1. 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって会計監査を行い、当該年度を終える。
2. 本会の会計は黒潮カンファレンス実行委員会にて責任をもって行われるものとする。
3. 実行委員会会計は本会の運営に関わる会計を滞りなく行い、年度会計が終了する12月31日以降のできるだけ早い時期に会計報告を作成し、大会監事の監査を受けたうえでこれを理事会に報告す

る。また会計業務を次年度の大会運営委員会会計に引き継ぐものとする。

第九章 会則

(会則の改定)

第十九条 1. 会則の改定は理事会において討議し、役員承認を得て決定する。

(会則の施行)

第二十条 1. 本会則は、平成30年1月16日より施行される。

- 第二十一条 1. 本会則は、平成30年10月13日に改定、即日施行される。
2. 本会則は、平成30年12月30日に改定、即日施行される。
 3. 本会則は、令和2年1月1日に改定、即日施行される。
 4. 本会則は、令和5年1月27日に改定、即日施行される。
 5. 本会則は、令和5年8月25日に改定、即日施行される。
 6. 本会則は、令和7年4月9日に改定、即日施行される。

改定 平成30年10月13日

改定 平成30年12月30日

改定 令和元年11月15日

改定 令和2年7月22日

改定 令和5年1月27日

改定 令和5年8月25日

改定 令和7年4月9日

改定 令和7年8月25日

黒潮カンファレンス 異分野融合創薬研究会
理事長 筒井 正人